

船舶事故等調査報告書

平成24年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012門第123号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年6月27日 10時30分ごろ
発生場所	福岡県北九州市部埼南方沖 部埼灯台から真方位158°300m付近 (概位 北緯33°57.4' 東経131°01.4')
事故等調査の経過	平成24年8月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利石材等運搬船 第拾八明德丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134170、有限会社明德海運
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に凹損及びプロペラに曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、部埼南方の碎石場岸壁に着岸して碎石約1,700tを積載し、船首約3.8m、船尾約5.0mの喫水で離岸作業中、平成24年6月27日10時30分ごろ岸壁を僅かに離れた所で船底に衝撃を受けた。 本船は、浸水等の異常がなかったことから、その後も航海を続け、中間検査の上架時に損傷が確認された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約14m/s、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期、潮高 約1.6m
その他の事項	海図W1262によれば、本事故発生場所付近の水深は3m、底質は岩である。 船長は、本事故発生当時の潮汐を把握しており、岸壁付近の水深に余裕がないことを知っていたが、積込み中に底触しなかったことから、乗り揚げることはないと思っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、部埼南方の碎石場岸壁において、碎石の積込みを終えた際、船長が余裕水深がない状態で離岸作業を行ったことから、岸壁付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、部埼南方の碎石場岸壁において、碎石の積込みを終えた際、船長が余裕水深がない状態で離岸作業を行ったため、岸

	壁付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>本事故後、船長は、同岸壁での積込みを行わないこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・水深の浅い場所で積荷及び離岸するときは、積載量による喫水の増大と潮汐を勘案し、余裕水深を確保して行うこと。